

令和8年度 神奈川県地域未来投資促進事業補助金 公募要領

1 趣旨

神奈川県では、地域未来投資促進法に基づく「神奈川県基本計画（第2期）」（以下「基本計画」という。）の趣旨に基づき、地域の民間企業等が行う地域経済牽引事業を支援している。

本補助事業は、米国関税政策による不安定な国際経済環境、中東情勢の緊迫化や日産自動車追浜工場の生産縮小等により、県内中小企業を取り巻く事業環境が厳しさを増している状況においても、将来の成長に向けて新たな取組や分野への投資を行う事業者を支援するため実施するものである。

具体的には、地域経済牽引事業計画に基づく「地域経済牽引事業」を行う事業者が、新たな事業や分野への展開に取り組むために必要となる施設又は設備（以下「施設等」という。）の導入等に係る経費の一部を補助することにより、投資の着実な実施及び事業計画の遂行を支援する。

これにより、厳しい社会経済情勢の中においても、将来の成長に向けた投資に積極的に取り組む県内企業を後押しするとともに、本県の地域特性を生かした高い付加価値の創出及び地域事業者への経済的波及効果の発現を促進し、地域経済を牽引する県内企業の持続的な成長並びに県内経済の活性化を図る。

2 補助対象事業

本補助事業の趣旨に沿って、新たな事業や分野への展開に取り組むために施設等への投資を行う事業であって、以下のいずれにも該当するものを対象とする。

- ・補助対象となる投資により中小企業者（※）が行う新たな事業
- ・基本計画に基づく「地域経済牽引事業」として承認を受け、事業計画期間中である事業、又は、交付決定の日までに新たに承認を受ける見込みである事業

※「中小企業者」とは、県内に補助事業を実施する工場・施設等を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第5号に規定する者とする。

3 補助対象者

2に定める補助対象事業を実施する中小企業者であって、以下のいずれにも該当する者

- ・米国関税政策による不安定な国際経済環境、中東情勢の緊迫化や日産自動車追浜工場の生産縮小等による影響を受け、地域経済牽引事業計画に影響が生じている県内中小企業者
- ・県内に本社又は事業所を有する中小企業者又は、県内に本社又は事業所を有する複数の企業で構成されるグループ（以下、企業グループ）

また、申請にあたっては以下の点に留意すること。

- ・企業グループでの申請の場合は、補助対象事業の実施主体となる企業を明確にすること。
- ・地域経済牽引事業計画の承認を受けることができない場合は、補助対象者とならないため注意すること。

4 補助金額

補助対象経費の3分の1以内（上限：1,000万円）

※予算の範囲内で補助金を交付するため、申請額どおりに交付決定されない場合がある。

5 補助対象経費

地域経済牽引事業計画の遂行に必要な経費

補助対象経費区分	内 容
施 設	倉庫、生産設備、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業所、原材料置場、その他補助事業の実施に不可欠と認められる建物
設 備	建物に付随する構造物、機械装置、器具・備品、システム・ソフトウェア

上記の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費を含む。

次の各号に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 交付決定の日よりも前に発注、購入、契約等を実施したものに係る経費
- (2) 施設等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、電話代等に要する経費
- (3) 商品券等の金券購入に要する経費
- (4) 雑誌定期購読料、新聞代に要する経費
- (5) 企業運営や施設運営に要する経費
- (6) 飲食に要する経費
- (7) 土地の取得、整地、賃借及び補償に要する経費
- (8) 車両の購入、修理、車検に要する経費
- (9) 税務申告及び決算書の作成のために税理士、公認会計士等に支払う費用並びに訴訟等のための弁護士費用
- (10) 振込手数料
- (11) 公租公課
- (12) 借入金等の支払利息及び遅延損害金

- (13) 汎用性があり、補助金の目的外使用になり得るパソコン、プリンタ等の購入経費
- (14) 中古品の購入に要する経費
- (15) その他、知事が不相当と認める経費

6 申請手続

(1) 申請先

- ・必要書類を添付の上、下記の電子メールアドレス宛に送信すること。
神奈川県 産業労働局 産業部 産業振興課 技術開発グループ宛
電子メールアドレス：chiikimirai.y43v@pref.kanagawa.lg.jp
- ・メールの件名は以下の形式で記載すること。
件名：【令和 8 年度 神奈川県地域未来投資促進事業補助金】（法人名）
- ・メール本文には以下の情報を必ず記載すること。
法人名及び担当者名
連絡先（電話番号・メールアドレス）

(2) 申請受付

- ・令和 8 年 11 月 30 日（月）まで随時受け付ける。ただし、交付決定後に事業に着手し、令和 9 年 2 月 26 日（金）までに事業を完了し、実績報告を行うことができるものに限り、補助金の交付対象とする。
- ・予算の上限に達した場合には、受付を終了する。

(3) 提出書類

- ア 神奈川県地域未来投資促進事業補助金交付申請書（様式 1）
- イ 補助事業計画書（別紙 1）
- ウ 資金支出内訳表（別紙 2）
- エ 収支予算書（別紙 3）
- オ 役員等氏名一覧表（別紙 4）
- カ 申請する経費の見積書
- キ 県税の未納がないことを証する納税証明書（申請日時点で発行日から 3 か月以内のもの、納期が到来しているが納期限を迎えていない課税がある場合は、県税に滞納がないことを証明する納税証明書）

- ・実施主体が企業グループの場合には、企業ごとにウ、オ、キの書類を用意すること。
- ・各種書類における押印は不要とする。
- ・上記の書類を電子メールに添付の上、「6（1）申請先」に記載の電子メールアドレス宛てに提出すること。

7 審査方法

申請のあった事業については、「6（3）提出書類」及び地域経済牽引事業計画の承認申請時に提出された書類に基づき、書面審査を行い、総合的に評価の上、交付の可否を決定する。なお、必要に応じて申請内容の確認のため、追加資料の提出又は説明を求めることがある。

8 交付決定から交付までの流れ

- (1) 申請書類の提出
- (2) 審査
- (3) 結果の通知

申請後、2か月以内に申請者へ交付の可否を通知する。交付決定通知を受けた事業者は、交付決定後に事業に着手すること。

- (4) 実績報告（事業完了）

実績報告に当たっては下記の書類を提出すること。

- ア 神奈川県地域未来投資促進事業補助金実績報告書（様式5）
- イ 補助事業報告書（別紙5）
- ウ 収支決算書（別紙6）
- エ 支払完了報告書（別紙7）
- オ 支出を証する書類

なお、実績報告書等は補助事業が完了した日（納品・工事完了等及び経費の支払いが完了した日）から30日を経過した日又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに提出すること。

- (5) 補助金の交付

実績報告書の審査及び補助金額の確定後、令和9年3月頃に補助金を交付する。

9 その他

- (1) 次に該当するものには交付することができない。
 - ・事業の実施主体が実質的に補助事業者でないと認められるもの
 - ・補助対象事業について、国、県、市町村その他の団体から補助金等の交付を受けているもの
- (2) 申請書類には、審査に必要な事項を可能な限り具体的に記載すること。
- (3) 交付事業者については、公表を希望しない場合を除き、事業者名及び補助事業名を公表する場合がある。
- (4) 交付可否の理由、審査内容、評価結果その他審査に関する問合せには、一切応じない。

10 問合せ先

神奈川県産業労働局産業部産業振興課技術開発グループ

担当：北林、矢矧^{やはぎ}

電話：045-210-5636

電子メールアドレス：chiikimirai.y43v@pref.kanagawa.lg.jp